

平成 2 4 年 1 1 月 5 日
新 潟 県

出荷制限指示後の管理の考え方
－野生鳥獣（ツキノワグマ）－

1 出荷制限

本県では、現在、市場等への出荷・流通のためのクマの解体処理施設はない。

県内全域（ツキノワグマが生息していない佐渡市及び粟島浦村を除く）のクマの捕獲を行う者に対し、出荷を行わないよう市町村や猟友会を通じて要請することとする。

また、従来から野生鳥獣の放射性物質検査を実施し、速やかに結果を公表している。規格基準を超える結果が出た場合、市町村や猟友会を通じて当該地区において捕獲された野生鳥獣の食用自粛について要請する。

2 放射性物質検査

現在、野生鳥獣の検査については、県の放射性物質の循環に関する実態調査検討委員会の提言を踏まえ検査を実施しており、今後も放射性物質の検査を継続していく。

また、一般の消費者が自家消費する食材を対象に、放射性物質を検査できる体制を整備しており、当該体制も活用し、検査を実施していく。

なお、検査結果の県ホームページへの掲載や報道機関等への情報提供を行い、今後とも一般県民に対して周知していく。